

東北大学学友会体育部

代表委員資料

●代交代後まずやること

①体育部あてにメールを送る

(代表委員会2日前まで)

jonin@taiikubu.org.tohoku.ac.jp

件名；代交代連絡

本文記入事項；

- (1) 部名
- (2) 名前
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス

②活動報告書の所定の欄に記入する

代表委員会

1. 代表委員会とは

代表委員会とは、体育部の決議機関である。各部の代表が集まり、常任委員会、教育・学生支援部等からの連絡事項、各部間の連絡を目的としています。基本的には、毎月一回開催されますが、臨時（1. 代表委員五名以上の要求があった場合 2. 常任委員会が招集を決定した場合 3. 常任委員長が必要と認めた場合）に開かれる事もあります。

代表委員会は体育部においては学生レベルでの最高の議決機関であり、各部は代表委員会、役員会で承認された決定事項には従わなければなりません。重要事項の議決等がある場合もありますので、止むを得ない事情を除いて会議を欠席しないようにして下さい。また欠席・遅刻の場合、代表委員会の2日前までに体育会室もしくは議長に連絡を頂けるよう宜しくお願いします。欠席の場合には、資料は各部のレターケースの方に配布しておきます。

2. 交代に当たりすべきこと

代表委員の交代が行われて、最初にしていただくのが新しい代表委員の登録です。代表委員の方は常任委員会（体育部）と各部の間の連絡を受け持つことが必然的に多くなります。連絡手段の基本は電話になりますので電話番号を登録していただく際にはもっとも繋がりやすいもの（携帯電話）を登録するようにお願いします。登録していただく内容は、最低でも以下の三つです。以下の情報を記入の上、体育部宛にメールを送ってください。

(jonin@taiikubu.org.tohoku.ac.jp)

(1) 氏名

(2) 電話番号

(3) メールアドレス（パソコンからのメールが確実に受け取れるもの。キャリアメールは避けて下さい。）

交代の際には、新代表委員の方に、代表委員会の2日前までに体育部あてにメールを送っていただくよう連絡を徹底してください。

また、常任委員会から一括して連絡を行う際に電話ではなくメールを利用することがあります。そのために、代表委員の方には『代表委員メーリングリスト』というものに登録させて頂くこととなります。登録は常任委員会の方で行いますので、別途登録作業は必要ありません。登録完了後、新代表委員の方にもメールが届くようになります。なお、電話番号やメールアドレスなどが変更になった場合も代表委員会の2日前までに体育部常任委

員会まで必ず連絡するようにお願いします。

また、毎月提出していただいている活動報告書の所定の欄（主要役職者名記入欄）にも忘れずに必要事項を記入して提出してください。

3. 代表委員会資料

資料は代表委員会開始時に配布しますが、止むを得ずどうしても会議に出席できない場合や、紛失してしまった場合には東北大学学友会体育部のホームページ (<http://www.taiikubu.org.tohoku.ac.jp/>) からダウンロードできるので、利用して下さい。

2. 1 資料提出の注意点

各部の代表委員に提出していただく資料には、部員名簿・活動報告書・決算書等の重要な書類があります。提出先については、用紙に記載しており、常任委員が指定しますが、罰則に関係する、またお金に関係する重要な書類については体育会室へ直接提出していただくことになっています。その他の資料は、川内にある体育部用のレターボックスに提出していただいて構いません。

尚、提出期限については、後述する罰則の対象になる場合がありますので、十分注意して下さい。

4. 行事について

体育部には常任委員会の企画する行事が多数あります。中には代表委員の方や部の代表者の方を募る必要のある行事もございますので、ここにその一覧を作成します。

- 4月 スポーツフェスティバル 実行委員を各部から派遣していただきます
 総合案内会
- 5月 役員会 各部代表の方一名。必須参加です。
 北雄杯駅伝 コース要員を募集します。
- 6月 夏季壮行会 任意参加です。
- 10月 冬季春季壮行会 夏季に同様です。
- 12月 L.A. 主将主務研修会。必須参加です。
- 1月 回生別コンパ
- 2月 四賞授与式典
 オープンスキー

常任委員会

常任委員会とは、

- ・学友会体育部に所属している運動部の活動のサポート
- ・全国七大学総合体育大会、東北地区総合体育大会の運営
- ・各種スポーツ大会、スキーツアーを通じての一般学生へのスポーツ振興等

を主な活動とし、運営を行っています。

体育部情報

正式名称 「東北大学学友会体育部常任委員会」

〒 980-8576

所在地 宮城県仙台市青葉区川内四一

電話・FAX 022-795-3383

mail : jonin@taiikubu.org.tohoku.ac.jp

活動時間 平日16:30~18:30

地図（体育部本部）



罰則

常任委員会では代表委員会において各部の皆様へ各種資料を配布しております。その中でも今後の体育部の運営方針や予算の決定、その他の重要事項については、各部の皆様の意見を十分に反映させるために書類の提出をお願いする場合があります。このような書類の提出がなされないと、それぞれの部にとってはもちろん、体育部全体としても重大な不利益が生じてしまう恐れがあると考えています。そこで、体育部の円滑かつ健全な運営という目的の達成のために常任委員会では罰則規定を設けています。これは次年度の各部に配布される配布金に影響を与えますので、違反しないようにして下さい。下に今年度の罰則の対象となる行為を列記しておきます。

- 代表委員会及び役員会 無断欠席 (今年1月～12月) 1回1万円
- 北雄の原稿遅滞 1回5千円
- 部員名簿の遅滞 1週間につき5千円
- 部員名簿未提出 **予算無し**
- 決算書の遅滞 (来年1月) 1週間につき5千円
- 決算書未提出 (来年1月) **予算無し**
- 活動報告書未提出 (今年3月～来年2月) 1回5千円
- スポフェス実行委員会 無断欠席 (昨年11月～今年4月) 1回5千円

なお、各種会議の欠席に関しましては、事前に欠席される旨を連絡していただければ、罰則の対象となりません。

上記以外の資料に関しましては提出の遅滞等によって配布金に影響を与える事はありませんが、やはり全体の運営に支障をきたす恐れがあります。重ねてご協力の程よろしくお願ひします。

印刷機・コピー機

体育会室には印刷機・コピー機があります。常任委員会活動の時間には自由に使用していただいて結構です。もし活動時間外に使用したい場合、前もって予約してもらるか、体育会室に連絡していただき、その場にいる常任の者が了承した時に、使用を許可しています。その際、何時に来るのか、何部印刷するか、何時に終わる予定かを伝えて下さい。

また、印刷機使用の場合は各自、印刷用の紙を用意して下さい。分からない場合は近くの常任委員へ相談下さい。

他に、印刷機・コピー機を使用できる場所として川内にもあります。管理棟の課外活動支援課で貸し出ししています。

郵便物

郵便物は現在、川内の管理棟 1 階にあるレターボックスにおいて、配布されています。体育会室には、各部の郵便物は置いていませんので、注意してください。

ホームページ

体育部のホームページ (<http://www.taiikubu.org.tohoku.ac.jp/>) には、行事紹介、各部戦績報告、代表委員会資料、各部リンクを中心に運営されています。また掲示板・メールもあります。各部、他大学体育会の情報、今後開かれる行事の日程など最新のニュースなどを掲載しているので閲覧ください。